

一 常備者ノ稼業及早出シタル場合ハ一時間ニ休日給ノ一分九厘ヲ支給スルコト

一 徹夜作業ノ場合ハ二十四時間ヲ以テ貳人ニ計算スルコト

一 外用ノ鑄物雑工及仕上雑工トシテ採用シタル者ハ使用スルコトアルヘシ  
一 鑄物稼業場ノ区域ハ區別セサルコト

一 右決定事項ハ昭和三年五月七日ヨリ實施シ他ハ從來ノ慣習ニ  
實行スルコト 以上

右馬場書ハ参通ヲ作成シ工場側、職工側、労働組合側ニ托テ各一三送付  
ヲ申交シ念ノ爲ニ備ナルモノトス

昭和二年五月六日

右及申(通)氣候也